

# NEWS RELEASE

No. 19-17

2019年11月22日  
(公財)損害保険事業総合研究所

## 11月25日発刊「損害保険研究」第81巻第3号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第81巻第3号を11月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月、2月の年4回です。

今号には、英国法における保険金の詐欺請求に対する法的規律を概観したうえで、保険者の給付免責を認める法的根拠や詐欺請求の判断基準を検討する論稿、効率的で公平な交通事故紛争解決システムのあり方を模索すべく英国の法制度について検討する論稿、荷送人の危険物通知義務違反に起因する事故に関して、その原因である過誤と損害賠償責任について検討する論稿を掲載しています。

さらに、ゲノム科学の進展の状況と保険業界の関係について論ずる講演会、AIビジネスの具体像や将来像について考える講演会の記録も掲載しています。

いずれも、精緻な分析がなされ、研究者・実務家にとって大変有益な内容です。

今号に収録されている研究論文のアブストラクトと、講演録の概要は、以下のとおりです。

### <研究論文>

#### 保険金の詐欺請求に対する法的規律－英国法からの示唆を踏まえて－(1)

博士(法学、東京大学) 王学士氏

保険契約に基づく詐欺的な保険金請求が増加しており、如何なる詐欺防止対策をとるべきかが課題となっている。本稿は、比較法的視点から、詐欺請求の法的効果、特に不実申告ないし詐欺請求による保険者の給付免責の可否を明らかにするとともに、詐欺請求による保険者の解除権の行使や給付免責の適切性を確保するために、詐欺請求の判断基準とはどのようなものであるかを検討する。

検討にあたり、英国法における保険金の詐欺請求に対する法的規律を概観する。その結果、詐欺請求に対する私法的規律のあり方については、約款上の詐欺請求条項による保険者の給付免責のほか、約款の規定がなくとも、公序に由来するコモン・ローの原則に基づく保険金の給付請求権自体の失効法理も適用されてきたことがわかった。

英国法における詐欺請求による保険者の給付免責を認める法的根拠や詐欺請求の判断基準は、現在の日本の詐欺請求対策を検証する上で、重要な素材となる。

## <研究論文>

### 交通事故紛争解決システムの効率性・公平性—イギリス法を参考に—

弁護士 榎木貴之氏

本稿は、効率的かつ公平な交通事故紛争解決システムのあり方を模索すべく、イギリスの法制度について検討する。

まず、イギリスの民事訴訟制度を概説する。その中で、イギリスの特徴として、訴訟よりも和解やADRの積極的活用が推奨されていること、当事者による訴訟前の行動を規律するプロトコルが導入されていること、弁護士費用を含む訴訟費用の分担が重要な問題となっていること等を指摘する。

次いで、イギリスの交通事故紛争解決システムについて、事案の内容に応じた3つの手続を概説する。さらに、当事者による特別の和解提案ルールを紹介し、それが訴訟費用の分担と密接に関連し、当事者による合理的選択の動機付けとなっている点を指摘する。

最後に、イギリスでは、訴訟費用の分担を通じ、交渉・ADR・訴訟といった個別の紛争解決手段が1つのシステムとして構築されている点を指摘し、我が国のシステムを再検討する際の視点を提供している。

## <研究論文>

### 荷送人の危険品通知義務違反に伴う損害賠償責任—実務的視点から見たその規律と判例—

東京海上日動火災保険 新谷哲之介氏

今般、わが国の商法改正が行われたが、その主要改正点の一つに荷送人の危険物通知義務の新設があった。このため、保険者は荷送人の損害賠償責任についての認識を要するが、一方で外航貨物運送を眺めると、船荷証券の約款は、国際的には英法を準拠法として指定するものが多く、その他の国の法律が指定されることもある。

しかし、いずれの国の法律が指定される運送契約であっても、米国発着の運送に際してのみは、至上約款などにより排他的にその適用法を米国法と指定することが実務上では見られる。それゆえ、わが国の最大規模の貿易相手国である米国との海上貨物運送は、実質的にはその殆どを米国法が規律している。

折しも、荷送人の危険物通知義務違反に起因する事故について、空前の損害賠償額を伴う判決が米国であった。本稿では当該事故を題材にして、その原因たる過誤と損害賠償責任について検討する。

## <講演録>

### 医療のパラダイムシフトと保険事業—ゲノム科学の進歩を中心に—

保険医学総合研究所 佐々木光信氏

21世紀のゲノム科学の進展は、生物としてのヒトの理解、さらに疾病の理解を進化させており、旧来の医療や予防の考え方を大きく変化させるパラダイムシフトが進捗している。

ゲノム科学の進展の状況と保険業界の関係について、現時点で知っておくべき全体像を解説する。

## AIの最新潮流を読む

EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング 園田展人氏

現在、AIを含め、さまざまなテクノロジーが登場しているが、これをどうビジネスにつなげていくかを整理して、AIビジネスの具体像や将来像について考える。

## <損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

### 労災保険者の代位した直接請求権と被害者の直接請求権の優劣及び直接請求権の履行遅滞の時期

最高裁平成30年9月27日判決

平成29年（受）第659号、平成29年（受）第660号、保険金請求事件

北海道大学法学研究科教授 山本哲生氏

### 賠償責任保険の故意免責約款の故意の対象と傷害保険の闘争行為免責

神戸地裁平成30年5月10日判決

平成28年（ワ）第1327号 損害賠償請求事件

東北大学大学院法学研究科准教授 得津晶氏

## <研究所事業紹介>

### ・2019年度上期 調査報告書

欧米地域におけるサイバー保険関連動向

### ・損保総研レポート第128号（2019年8月）

インシュアテックにおける新たなビジネスモデル

損保総研研究部 特命部長 主席研究員 牛窪 賢一

保険業界における保険金詐欺対策の動向

損保総研研究部 主席研究員 笠原 康弘

#### 本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 TEL 03-3255-5513

#### 『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>